

令和7年度 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

本校の教育方針を踏襲し、多様性を理解して思いやりと正義の心を育てる観点から、全教育課程を通して人権教育、道徳教育を推進する。また、すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなりえる」という認識に立ち、家庭、地域、教育委員会と連携し、いじめの未然防止と早期発見・即時対応・解決の取り組みを徹底する。対応に当たっては、「しない・させない・許さない」という認識をもち、根絶まで徹底して指導する。

- (1) いじめは未然防止を大原則とし、日頃の生徒の言動や様子に注意し、その都度指導する。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「絶対に許さない」学校体制をつくる。
- (3) いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる子供に対しては、法的対処も含めた厳しく毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 主な取組

- (1) 心理的安全性のある教室環境づくり。(誰もが安心して過ごせる学校)
- (2) 道徳教育・インクルーシブ教育を推進する。(差別のない学校)
- (3) 信頼して相談できる大人の調査を行い、面談によって相談できる人を見つけさせる。
- (4) 命を考える日に、命の尊さについて考える機会を設け、生命を尊重する心、相手を思いやる心、命の大切さを深く考えさせる授業を実施する。
- (5) いじめ調査(年3回以上)を実施し、組織的な指導で、即時解決を図る。
- (6) いじめ防止の授業を年3回以上行ない、いじめ防止に関する正しい認識をもたせる。
- (7) 学校いじめ対策委員会による生徒情報交換の定例化。(週1回)
- (8) 担任による面談活動、及びスクールカウンセラーによる相談活動の充実。
- (9) 休みがちな生徒・その保護者との連絡・面談を定期的に行う。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 学校いじめ対策委員会によるいじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを認定した場合、直ちにいじめ対策委員会メンバーに、担任・部活動顧問などの必要メンバーを加え、即時解決を目指し指導する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を第一に行う。
- (4) いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行い再発防止に努める。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (6) いじめを認定した場合、即時解決、3か月の経過観察を行い、いじめの解消を確認する。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための詳細な聞き取り調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒の保護を第一に優先し、その保護者に対して必要な情報を適切に提供するとともに、安心して学校に登校できるようにする。
- (3) いじめを行った生徒の更生に向けて、保護者の理解と協力を得て、人権に配慮しつつも厳しい教育的指導を行う。
- (4) 学校いじめ対策委員会と教育委員会、学校運営協議会、PTA、関係諸機関とも連携し、解決に向けての徹底した対応を図る。